

品川区立五反田産業文化施設 指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

令和6年5月1日供用開始予定の品川区立五反田産業文化施設については、収支および利用者サービスの観点から指定管理者制度を運営手法として採用する。については、令和6年5月1日からの指定管理者候補者を公募する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名称 品川区立五反田産業文化施設
- (2) 所在地 品川区西五反田8-4-13（旧ゆうばうと跡地）

3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 施設等の使用の承認、取消、停止および条件の変更に関すること
- (3) 利用料金の徴収に関すること
- (4) 施設の維持および修繕に関すること
- (5) 上記に挙げるもののほか、区長が特に必要があると認める業務

4. 指定期間

令和6年5月1日から令和11年3月31日まで（4年11か月）

5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
品川区簡易型プロポーザル方式（公募型）
- (2) 選定委員会の設置
候補者の選定にあたっては、「品川区立五反田産業文化施設指定管理者候補者選定委員会」を設置する。
- (3) 選定基準
候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。
 - ①品川区立五反田産業文化施設の設置目的を理解していること
 - ②使用者サービスの向上が図られていること
 - ③少ない経費で高い効果が得られるよう工夫していること
 - ④安定した運営が見込めること
 - ⑤地元住民の満足度向上につながること
 - ⑥提案する事業内容等に妥当性、実現性があること
 - ⑦「にぎわいのあるまちづくり創出」に対し、熱意をもって取り組む姿勢があること。

6. 今後の予定

令和 5 年 1 月	募集要項の配布
2 月	指定管理者候補者選定予備委員会開催
3 月	指定管理者候補者選定委員会開催
7 月	指定管理者指定の議決
令和 6 年 4 月	指定管理者業務の協定締結
5 月	指定管理者業務開始